

平成30年（措）第18号

排 除 措 置 命 令 書

大阪市北区梅田三丁目1番3号

伊藤忠商事株式会社

同代表者 代表取締役 鈴木 善 久

大阪府中央区難波五丁目1番5号

株式会社高島屋

同代表者 代表取締役 木 本 茂

東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号

ツカモトユーエス株式会社

同代表者 代表取締役 西 村 隆

東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号

株式会社サンペックスイスト

同代表者 代表取締役 穴 戸 典 之

東京都港区赤坂八丁目1番22号

双日ジーエムシー株式会社

同代表者 代表取締役 林 屋 治 夫

東京都千代田区二番町5番地25

株式会社そごう・西武

同代表者 代表取締役 林 拓 二

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙1「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙1「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）、株式会社高島屋（以下「高島屋」という。）、ツカモトユーエス株式会社（以下「ツカモトユーエス」という。）、株式会社サンペックスイスト（以下「サンペックスイスト」という。）、双日ジーエムシー株式会社（以下「双日ジーエムシー」という。）及び株式会社そごう・西武（以下「そごう・西武」という。）の6社（以下「6社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 株式会社N T T ドコモ（以下「N T T ドコモ」という。）が平成26年10月9日に見積り合わせの説明会を開催した、ドコモショップの女性スタッフが平成28年10月から着用する別紙2記載のユニフォーム（以下「ドコモショップユニフォーム」という。）について、6社及び丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）の7社（以下「7社」という。）が共同して行った、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについて、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 6社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く5社、株式会社ユニメイト及びN T T ドコモに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 6社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについて、受注予定者を決定してはなら

ない。

- 4 6社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 伊藤忠商事、高島屋及びツカモトユーエスは、それぞれ、肩書地に本店を置き、ドコモショップユニフォームを販売していた。

イ サンペックスイスト、双日ジーエムシー及びそごう・西武は、それぞれ、肩書地に本店を置き、ユニフォームを販売していた。

ウ 名宛人以外の丸紅は、東京都中央区日本橋二丁目7番1号に本店を置き、ドコモショップユニフォームを販売していた。

エ 名宛人以外の丸紅メイト株式会社（以下「丸紅メイト」という。）は、ドコモショップユニフォームのレンタル運用に係る事業を行っていた者であるが、平成30年3月30日付けで、株式会社ユニメイトに商号変更したユニフォームメイト株式会社に対し、同事業を承継させており、以後、同事業を営んでいない。

(2) 調達方法等

ア NTTドコモは、ドコモショップユニフォームについて、レンタル運用の方法により調達することとし、NTTドコモがレンタル運用業務を委託したレンタル運用会社に対し、NTTドコモが指定する縫製会社からドコモショップユニフォームを仕入れさせることとした。

イ NTTドコモは、平成26年10月以降、ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせ（以下「縫製コンペ」という。）及びドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせ（以下「レンタルコンペ」という。）をそれぞれ実施することとした。

ウ NTTドコモは、次の(ア)から(カ)までの方法により、縫製コンペを実施した。

(ア) 縫製コンペ参加者については、ユニフォーム製作実績等を考慮して、

N T T ドコモが選定した者とし、平成 2 6 年 1 0 月 9 日に説明会を開催する。

- (イ) 縫製会社の選定については、ドコモショップユニフォームの品目を、一定のカテゴリー（別紙 2 記載のものをいう。以下同じ。）に分類し、カテゴリーごとに実施する。
- (ウ) 前記(ア)の説明会に出席した者のうちドコモショップユニフォームの受注を希望する者は、平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日までに、カテゴリーごとに、表生地見本、生地出荷引受及び品質保証証明書、縫製工場承認報告書、納品までのスケジュール表、見積書等を提出する。
- (エ) 見積書については、カテゴリーごとに、品目ごとの単価及び各単価の合計額（以下「見積価格」という。）を記載する。
- (オ) 受注者については、カテゴリーごとに、製品の品質及び納期までのスケジュールが N T T ドコモの求める一定の基準を満たした者のうち、最も低い見積価格を提示した者とする。
- (カ) カテゴリーによっては複数社を受注者とすることもある。

エ 受注者は、平成 2 8 年 6 月又は 7 月以降、直接又は他の事業者を通じて、レンタル運用会社向けにドコモショップユニフォームを販売している。

2 合意の成立等

- (1) 丸紅及び丸紅メイトは、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームの調達及び販売に関して協力関係にあり、丸紅メイトの営業担当者は、丸紅に代わり 6 社のうち双日ジーエムシーを除く者らの営業担当者と面談を行っていた。
- (2) 伊藤忠商事、ツカモトユーエス及び丸紅の 3 社（以下「3 社」という。）は、遅くとも平成 2 5 年 4 月頃以降、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームの見積り合わせが行われる可能性があるとの予測に基づいて、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについての受注に関する情報交換を行っていた。
- (3) 3 社は、縫製コンペに参加する可能性のある事業者と面談するなどして、縫製コンペにおいて 7 社による受注調整を行うことを確認した。
- (4) ア 3 社は、遅くとも平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日までに、ドコモショップユニフォームについて、
 - (ア) カテゴリーごとに受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予

定者が受注できるようにすること

- (イ) カテゴリー１は伊藤忠商事及びツカモトユーエス、カテゴリー２は高島屋、カテゴリー３は丸紅をそれぞれ受注予定者として合意した。

イ 高島屋は、遅くとも平成２６年１２月１１日までに、ドコモショップユニフォームについて、ツカモトユーエス及び丸紅からカテゴリー２の受注予定者になることを伝えられ、連絡された見積価格を提示することに同意し、これにより前記ア(イ)の合意に加わった。

ウ サンペックスイスト、双日ジーエムシー及びそごう・西武は、遅くとも平成２６年１２月１５日までに、ツカモトユーエス又は丸紅から連絡された見積価格を提示することに同意し、これにより前記ア(イ)の合意に加わった。

3 実施状況

７社は、前記２(４)により、次のとおり、ドコモショップユニフォームについて、カテゴリーごとの受注予定者が受注できるようにしていた。

- (1) ７社は、カテゴリーごとの受注予定者が受注できるように見積価格を調整するなどして、伊藤忠商事及びツカモトユーエスがカテゴリー１を、高島屋がカテゴリー２を、丸紅がカテゴリー３を、それぞれ受注した。
- (2) ３社のドコモショップユニフォームの販売金額は、ドコモショップユニフォームの販売総額のうち大部分を占めていた。

4 合意の消滅等

- (1) 丸紅は、平成２８年９月１４日、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第７号）第１条第１項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第１号による報告書を提出するとともに、自社のドコモショップユニフォームの営業担当者に対して前記２(４)の合意に基づく行為を行わない旨の指示を行ったところ、同日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は行われていない。
- (2) 伊藤忠商事は、平成２８年９月１３日、公正取引委員会が平成３０年（措）第４号により措置を命じた事件について、同社らの営業所に独占禁止法第４７条第１項第４号の規定に基づく立入検査を行ったことを契機として、同日以降、社内調査を継続的に実施し、関係部門の従業員に対してドコモショッ

プユニフォームに係る行為を含め独占禁止法に抵触する疑いのある行為を行わないことを周知徹底した。その後、同社は、平成29年3月23日、ツカモトユーエスと面談し、法令違反の疑いを受けるおそれのある行為を行わない旨を連絡した。さらに、伊藤忠商事は、同月24日までに、丸紅及び丸紅メイトに対して法令違反の疑いを受けるおそれのある行為を行わない旨を通知した。これらにより伊藤忠商事は、同日以降、前記2(4)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていないものと認められる。

- (3) ツカモトユーエスは、公正取引委員会が平成30年（措）第4号により措置を命じた事件について、複数の事業者に対し、独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったとの報道に接したことから、平成29年2月頃、自社のドコモショップユニフォームの営業担当者に対して前記2の行為を行わない旨の指示を行った。また、同社は、前記(2)のとおり、同年3月23日、伊藤忠商事から、法令違反の疑いを受けるおそれのある行為を行わない旨連絡を受け、これに同意した。さらに、ツカモトユーエスは、同月29日、ドコモショップユニフォームの追加発注に関して丸紅及び丸紅メイトと面談し、同年4月10日、丸紅メイトに対して法令違反の疑いを受けるおそれのある行為を行わない旨を連絡した。これらによりツカモトユーエスは、同日以降、前記2(4)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていないものと認められる。
- (4) 前記(1)から(3)までの事実によれば、平成29年4月10日以降、前記2(4)の合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、7社は、共同して、ドコモショップユニフォームについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意することにより、公共の利益に反して、レンタル運用会社向けドコモショップユニフォームの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、6社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘

案すれば，特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって，６社に対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき，主文のとおり命令する。

平成３０年１０月１８日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙 1

番号	用語	定義
1	ドコモショップ	株式会社N T T ドコモの代理店が運営する携帯電話の販売店
2	レンタル運用	ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームを株式会社N T T ドコモに対してレンタルサービスにより貸与すること

別紙 2

株式会社N T T ドコモが見積り合わせの方法により縫製会社を決定する下表記載のユニフォーム

カテゴリー	品目
カテゴリー 1	ジャケット, ベスト, スカート, パンツ及びベルト
カテゴリー 2	長袖ブラウス (白), 半袖ブラウス (白) 及びカットソー
カテゴリー 3	長袖ブラウス (紺) 及び半袖ブラウス (紺)

平成30年（措）第19号

排 除 措 置 命 令 書

大阪市北区梅田三丁目1番3号

伊藤忠商事株式会社

同代表者 代表取締役 鈴木 善 久

東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号

株式会社サンペックスイスト

同代表者 代表取締役 宍 戸 典 之

東京都港区赤坂八丁目1番22号

双日ジーエムシー株式会社

同代表者 代表取締役 林 屋 治 夫

大阪市中心区難波五丁目1番5号

株式会社高島屋

同代表者 代表取締役 木 本 茂

東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号

ツカモトユーエス株式会社

同代表者 代表取締役 西 村 隆

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号

三菱商事ファッション株式会社

同代表者 代表取締役 中 嶋 敏 博

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙1「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙1「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）、株式会社サンペックスイスト（以下「サンペックスイスト」という。）、双日ジーエムシー株式会社（以下「双日ジーエムシー」という。）、株式会社高島屋（以下「高島屋」という。）、ツカモトユーエス株式会社（以下「ツカモトユーエス」という。）及び三菱商事ファッション株式会社（以下「三菱商事ファッション」という。）の6社（以下「6社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 株式会社N T Tドコモ（以下「N T Tドコモ」という。）が平成27年5月22日に見積り合わせの説明会を開催した、ドコモショップの女性スタッフが平成28年10月から着用する別紙2記載のユニフォーム（以下「ドコモショップユニフォーム」という。）について、6社及び丸紅メイト株式会社（以下「丸紅メイト」という。）の7社（以下「7社」という。）が共同して行った、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについて、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 6社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く5社及びN T Tドコモに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 6社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについて、受注予定者を決定してはなら

ない。

- 4 6社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 伊藤忠商事、サンペックスイスト、双日ジーエムシー、高島屋、ツカモトユーエス及び三菱商事ファッションは、それぞれ、肩書地に本店を置き、ユニフォームを販売等していた。

イ 名宛人以外の丸紅メイトは、東京都千代田区神田錦町三丁目20番地に本店を置き、ドコモショップユニフォームをレンタル運用していた。

(2) 調達方法等

ア NTTドコモは、ドコモショップユニフォームについて、レンタル運用の方法により調達することとし、NTTドコモがレンタル運用業務を委託したレンタル運用会社に対し、NTTドコモが指定する縫製会社からドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームを仕入れさせることとした。

イ NTTドコモは、平成26年10月以降、ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせ（以下「縫製コンペ」という。）及びドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせ（以下「レンタルコンペ」という。）をそれぞれ実施することとした。

ウ NTTドコモは、次の(ア)から(エ)までの方法により、レンタルコンペを実施した。

(ア) レンタルコンペ参加者については、ユニフォームレンタル実績等を考慮して、NTTドコモが選定した者とし、平成27年5月22日に説明会を開催する。

(イ) 前記(ア)の説明会に出席した者のうちドコモショップユニフォームの受注を希望する者は、平成27年6月22日までに、レンタル運用の運営体制等を記載した提案書、見積書等を提出する。

(ウ) 受注者については、提案内容がNTTドコモの求める一定の基準を満たした者のうち、最も低い見積価格を提示した者とする。

(エ) レンタル運用期間は、平成28年10月1日から3年ないし5年で提案させることとし、コスト効率の高い期間で決定する。また、ドコモショップユニフォームの一部の品目において、2社の縫製会社を採用したことから、全国統一運用及び分割運用で提案することとし、提案された運用方法を踏まえて決定する。

エ 受注者は、NTTドコモの指示に基づき、縫製コンペにおいて決定された縫製会社から、直接又は他の事業者を通じて、ドコモショップユニフォームを購入し、平成28年10月以降、レンタル運用していた。

2 合意の成立等

(1) 伊藤忠商事、ツカモトユーエス及び丸紅メイトの3社は、遅くとも平成26年9月頃以降、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせが行われる可能性があるとの予測に基づいて、レンタルコンペについての受注に関する情報交換を行っていたところ、レンタルコンペに参加する可能性のあるサンペックスイスト、双日ジーエムシー及び高島屋と面談するなどして、平成27年4月頃までには、レンタルコンペにおいて各社から受注調整の協力が得られると認識した。

(2) 丸紅メイトは、平成27年6月8日頃、三菱商事ファッションと面談するなどして、レンタルコンペにおいて同社から受注調整の協力が得られると認識した。

(3) 7社は、遅くとも平成27年6月22日までに、ドコモショップユニフォームについて、丸紅メイトを受注予定者とし、受注予定者以外の者は丸紅メイトが受注できるようにすることを合意した。

3 実施状況

7社は、前記2(3)により、ドコモショップユニフォームについて、受注予定者である丸紅メイトが受注できるように見積価格を調整するなどして、丸紅メイトが受注した。

4 合意の消滅

丸紅メイトは、平成28年10月13日、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項の

規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、自社のドコモショップユニフォームの営業担当者に対して前記2(3)の合意に基づく行為を行わない旨の指示を行ったところ、同日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は行われていない。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、7社は、共同して、ドコモショップユニフォームについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意することにより、公共の利益に反して、ドコモショップユニフォームのレンタル運用に係る取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、6社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものでないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、6社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年10月18日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙 1

番号	用語	定義
1	ドコモショップ	株式会社N T T ドコモの代理店が運営する携帯電話の販売店
2	レンタル運用	ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームを株式会社N T T ドコモに対してレンタルサービスにより貸与すること

別紙 2

株式会社N T T ドコモが見積り合わせの方法によりレンタル運用会社を決定する
ユニフォーム